

No	ご意見	まちの考え方
1	<p>本件「基本構想」については、地方自治法第2条第4項の規定(※注1)に基づき策定されるものであるだけに、今回の第5次総合計画基本構想は、前回の(すでに9年を経過している)第4次総合計画基本構想の行政実績評価(総括)を行ったその上で、新たな時代の流れに対応して構築されるべきであり、前回の基本構想と比べ内容のどこがなぜ修正され前進した点であるかを、新基本構想の前文にでもきちんと説明できるものであってほしい。</p> <p>(※注1)地方自治法第2条第4項・・・市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。</p>	<p>第4次総合計画では達成度を計る目標値を設定していませんでしたので、「行政の行っていることが、限られた予算の中でその費用に見合うだけの効果がだされたか」である行政実績評価を出すことができません。</p> <p>しかし、第4次総合計画の視点とは異なりますが、行財政改革を行うための視点で行政評価システムを導入し、これによる施策評価を行い公表していますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>また、総合計画における基本構想とは10年後に目指す将来のまちの姿(まちの将来像)についての基本的考え方で、それをどう実現するかについては、基本計画で示すこととなります。そこで、第5次では、基本構想を具体化するための基本計画に、その達成度を計る目標値を設定するなど、できる限り施策の指標化を図り、計画の実現に向けて住民の皆さんと共に取り組んでいきたいと考えています。</p>
2	<p>新基本構想(案)において評価されることは、本町の特性に見合ったまちづくりの(これしかない)中心的資源を「人」に位置づけ点であろう。まさに、本町では「人こそ宝、人こそ力」である。しかし問題は、その幅広い力を引き出す、まちづくり(地域づくり)活動を担う人づくりのためには、今まで以上の新たな方策が求められるのではないか。(この具体的方策としては、生涯学習施策のてこ入れや特に次項以下の取組みが重要であろう)</p>	<p>具体的方策は、今後、基本計画の中で検討されていく予定です。</p>

3 今日、地方自治をめぐる時代の潮流は、「地方分権」と言うよりは「地域主権」が大きく唱えられ、一方では、かねて市町村自治体における住民自治充実や、住民と行政との協働推進のための新たな仕組みとして、「地域自治組織の制度化」が求められている(※注2)。この点、新基本構想では、この新たな「地域(コミュニティ)自治組織づくり」が、これからのまちづくりの基本的な前提要件となることについて言及されるべきであろう。

(※注2)平成15年、第27次地方制度調査会答申において、市町村自治体における住民自治充実や、住民と行政との協働推進のための新たな仕組みとして、「地域自治組織の制度化」が提起されている。こと地域自治組織には、地域協議会と地域自治組織の長を置くこととされている。また、地域自治組織の役割として、「住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる」としている。今後は、広報の配布や募金集め、親睦的行事などを中心的活動とする町内会・自治会以上に、地域的公共団体課題の解決に向けた政策提言や実践活動を行えるような新たなコミュニティ自治組織が求められている。なお、この答申を受けて、平成16年地方自治法の改正による「地域自治組織づくり」の規定(法202条の4～9「地域自治区」参照)が設けられている。

具体的方策は、今後、基本計画の中で検討されていく予定です。

4 新基本構想(案)における「まちの将来像を実現していくための6の目標については、その6つの目標のいずれもが、地域住民の自治活動と行政との協働による「地域福祉推進のまちづくり」(※注3)に集約される課題であろうと思われる。したがって新基本構想では、全期3の「地域自治組織づくり」と併せて、町の「地域福祉計画づくり」(※注4)についても言及されるべきであろう。

(※注3)ここで「地域福祉」とは、「地域における様々な生活課題(例えば、高齢者や障害者の支援・見守り問題、子育て支援、環境保全、防災・防犯、教育、雇用、交通問題、商店街の活性化、ペットやごみのマナー問題など、地域においていろいろな不便や不安、またこうありたいと思われていること)を、住民主体で話し合い、住民・関係団体と行政とのそれぞれの役割分担と協働によってその解決を目指す」・・ということにしておきたい。

(※注4)平成12年成立の社会福祉法(従来の社会福祉事業法の全面改正)の関連規定を参照のこと。(関連規定・・法第4条「地域福祉の推進」及び同第107条「市町村地域福祉計画の策定」)

「地域福祉計画づくり」は、具体的方策と考えるので、今後、実施計画の中で検討されるものと考えられます。